

監査公表第 522 号

地方自治法第199条第7項の規定による監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので、同項の規定により、次のとおり公表します。

平成17年5月16日

京都市監査委員	磯 辺 寿 子
同	今 枝 徳 藏
同	江 草 哲 史
同	藤 井 昭

平成16年度出資団体監査（工事）結果公表

監 査 の 種 類	出資団体監査（工事）
監 査 の 対 象	財団法人京都市住宅サービス公社
監査の対象業務	別表に掲げる平成15年度の維持管理業務委託
監査の実施期間	平成16年11月から平成17年5月まで
監 査 の 方 法	維持管理業務委託の積算、業務履行確認等について関係図書を審査し、文書及び口頭による質問調査を行った。

監 査 の 結 果

監査の結果はおおむね適正であると認めたが、一部に次のような事項があった。

- 1 予定価格が100万円を超える委託契約について、特殊な技術、機器、設備等を必要とするものではないにもかかわらず、業者選定理由書にある当該工事を施工している、管理に精通しているなどの理由で随意契約を行っていた。

適正な契約を行うよう改められたい。

(業務委託共通)

- 2 京都市契約事務規則では、随意契約により契約を締結しようとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならないとされているが、1社からしか徴していなかった。

適正な積算を行うよう改められたい。

(業務委託共通)

- 3 本委託仕様書は、履行すべき業務の概要のみの記載となっているが、点検箇所の図面、点検機器等の一覧、具体的な点検内容などが記載されていなければ、適正な積算や履行確認ができない。

委託仕様書は、適正な積算や履行確認ができる内容を記載するよう改められたい。

(市営住宅テレビジョン電波共同受信施設点検及び保守業務委託ほか)

- 4 受託者が設備に熟知していることを理由に随意契約をしていたにもかかわらず、再委託を行っていた。

適正な契約のあり方を検討されたい。

(市営住宅駐車場パークガード設備保守点検管理業務委託)

別表 維持管理業務委託

区	委 託 名	履 行 場 所
山科	市営住宅テレビジョン電波共同受信施設点検及び保守業務委託	西野様子見町ほか
山科	簡易専用水道定期検査業務委託	栗栖野中臣町ほか
南	東九条市営住宅他 13 住宅電気機械設備点検, 保守及び運転, 監視業務委託	東九条西岩本町ほか
南	市営住宅水道設備保守点検業務委託	唐橋平垣町ほか
右京	電機機械設備点検, 保守及び運転, 監視業務委託	嵯峨広沢御所ノ内町ほか
伏見	市営住宅エレベータ設備点検, 保守及び監視業務委託	竹田三ツ杭町ほか
伏見	向島市営住宅電気機械設備点検, 保守及び運転, 監視委託	向島二ノ丸町
伏見	市営住宅駐車場パークガード設備保守点検管理業務委託	竹田三ツ杭町

(監査事務局 第一課)